

気候変動ウェビナーシリーズ

パリ協定6条の2022年の 議論～COP27に向けて～

2022年5月20日



質問と回答

当日視聴者の皆様から頂きました質問に登壇者が回答いたします。

※ご記入いただいた際の誤字などを事務局で修正しています。

質問 1	6条2項のガイドラインの解釈として、クレジットがNDCにカウントされるためには相当調整が政府間で行われることが不可欠と考えていいでしょうか？ホスト国のみで調整される場合も想定はされているものの、これはNDCと関係のないCORSIAなどに限っての例外という理解でいいでしょうか？
回答 1	パリ協定において、6条に参加する国が、NDCの達成を目的として国際移転したITMOs（クレジット）を使用するためには相当調整を適用することが必要です。なお、相当調整が適用されるクレジットは、NDCの達成に使用されるものに加え、CORSIA等のその他の国際的な緩和目標に使用されるものも該当します。

質問 2	2ページでお示しいただいた「6条の実施で重要なこと」は大枠がCOP26で決まって、これから細則が決められるという理解でよろしいでしょうか。
回答 2	ご理解の通りです。今後、COP27や6条4項監督委員会で詳細ルールが決定されます。

質問 3	相当調整付きボランタリークレジットの取り扱いが議論にあがること増えてきておりますが、実態としてこのようなクレジットが現れるとお考えでしょうか？
回答 3	自主的スタンダードはクレジットに対して、相当調整のラベルをつけることを準備しており、相当調整付きのボランタリークレジットが取引される可能性はあります。一方で、相当調整は民間企業ではなく、政府が行う調整のため、プロジェクト実施国における相当調整の体制や準備状況によって、今

	後、相当調整付きのクレジットがでてくる時期が異なると考えています。
--	-----------------------------------

質問 4	6.2項, 6.4項のクレジットは, 「誰が」 「何のために」 使うことのポテンシャルや実際の使用が, もっとも大きいと考えられているのでしょうか?
回答 4	<p>環境省発表資料において、専門家による試算では、6条の実施により2030年までに世界全体で年間最大で90億トンCO₂の追加的削減量が実現されうると言及されています。</p> <p>パリ協定6条解説セミナー 環境省発表資料 P4 参考 https://www.iges.or.jp/sites/default/files/inline-files/%E7%92%B0%E5%A2%83%E7%9C%81%E8%B3%87%E6%96%99.pdf</p> <p>6.2項と6.4項のクレジットは、NDCの達成やCORSIA等のコンプライアンスを目的とした使用や、自主的な使用目的として、カーボンニュートラルやネット・ゼロ達成に向けた取り組みとして企業等によって使用されることが想定されます。</p>

質問 5	「能力開発」とは具体的にどのような能力が必要でしょうか。
回答 5	<p>パリ協定6条に参加する国は、目標達成に使用したクレジットや、他国に移転したクレジットを国連に定期的に報告する必要があります。また、二国間でクレジットを取引する際に、二重計上を防止するために、相当調整を行う必要があります。報告と相当調整は、パリ協定6条の下で実施される新たなルールであり、全ての国がこれらに対応する準備ができていません。そのため、6条のルールについて理解を深めるために、政府に対する能力開発支援が必要となります。</p>

質問 6	SBSTAで議論する議題は、COP27の決定事項を想定したものです。具体的な分科会？のようなものがあるのでしょうか。
回答 6	SBSTAでは、パリ協定6条2項、6条4項、6条8項の3つに分かれ、議論が行われます。

質問 7	6条2項を二国間で推進されていることは、競争的になって、より広がるポテンシャルが高いと考えて良いのでしょうか。それとも国際的な調和にネガティブな影響も考えられますか。
回答 7	<p>パリ協定6条では、環境十全性を確保しつつ、二重計上を防止するためのルールが決定されました。今後、パリ協定6条やCORSIA、また、民間主導で進んでいるIC-VCMIにおける議論がカーボンの品質に影響を与えると考えています。</p> <p>したがって、6条のもとで二国間協力を実施するという事は、国際的なスタンダードにそって制度を運用するという事でもあり、今後、広がるポテンシャルはあると考えています。一方で、SBTi等の民間の取り組みにおいて、カーボンの使用に対して制限の動きも出てきています。カーボンの使用を促す意義とその目的について留意することが必要です。</p>

質問 8	2国間協力・連携は、相手国によって具体的な取り組む内容が違ってきますか？
回答 8	<p>日本やスイスは、途上国と二国間協力を通じて、プロジェクトを実施していますが、それぞれ対象とするプロジェクトが異なります。</p> <p>具体的な違いについて、過去のウェビナーにおける発表資料を参照ください。P11に日本とスイスの制度の違いをまとめています。</p>

	<p>パリ協定第6条パイロット：スイスの取り組みについて。 https://www.iges.or.jp/jp/events/20210702</p>
--	--

質問 9	<p>クレジット期間の設定のところが理解できませんでした。今後JCMの制度設計も変わっていくということでしょうか？</p>
回答 9	<p>これまでJCMではクレジット期間が設定されていませんでしたが、日本－モンゴルの合同委員会において、クレジット期間が設定されることになりました。他国においても、日本－モンゴルのJCMと同様にクレジット期間が設定されることになると考えています。</p>

質問 10	<p>6条メカニズムの実施に当たって、IGESではどのようにオリジナルな貢献をされるのでしょうか。実施に向けた単なる提言だけではなく、メカニズム改善に向けてどのように具体的なインプットをされるのか、ご説明ください。</p>
回答 10	<p>IGESは6条に参加する国が、環境十全性を確保するために、二重計上の防止ができるよう、パリ協定6条で求められる報告や相当調整の理解を促進するための取組を行っています。具体的には、途上国の政府職員に対して、6条のルールに従って、どのようにクレジットを報告し、二重計上を防止するか、演習作業を通じたトレーニングを提供しています。</p>

質問 11	<p>P.17 の監督委員会について各国から選出された代表については、あくまで中立的な立場（自国の意見を強く推すわけではなく）で協議をするのでしょうか。</p>
回答 11	<p>監督委員会のメンバーは、各国の代表ではなく、地域を代表して選出されますので、中立的な立場で協議をします。</p>

質問 1 2	第三者検証機関について、もう少し伺いたいです。
回答 1 2	第三者検証機関は、削減プロジェクトを通じた温室効果ガス削減の計画とまた、その削減実績をガイドラインに従って、検証を行う機関です。二国間クレジットでは、制度で要求されている資格を満たし、二国間で設置された合同委員会で検証機関として指定されれば、検証を行うことが可能です。

質問 1 3	CDMの事務局が、6.4条の事務局を兼ねるのでしょうか？
回答 1 3	6条4項監督委員会の事務局は、CDMの事務局と同様に国連気候変動枠組条約事務局が担当します。

質問 1 4	II-AMTについては、政治性は排除されていると理解して良いのでしょうか。
回答 1 4	II-AMTは、カーボンクレジットの専門家グループで議論し、6条への提言を行うことを目的としていますので、政治性はありません。

質問 1 5	途上国側もNDCの野心の向上を求められている仲では、クレジットを日本側と分け合い相当調整をして自国の排出削減を減らさなくてはならないJCMの人气が下がるのではないかと心配になりますが、大丈夫でしょうか？
回答 1 5	相当調整を適用することによって、途上国とクレジットの配分を協議する必要があることは事実です。相当調整を適用しても、途上国側にメリットがあるのであれば、JCMに対する需要はあると考えています。

質問 1 6	SBSTAとSBIの関係性は、研究機関と実施機関ですか。
--------	------------------------------

回答 16	「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」(SBSTA)は条約及び議定書に関し、科学上及び技術上の情報及び助言を提供します。「実施に関する補助機関」(SBI)Iは条約及び議定書の効果的な実施を評価及びレビューします。年に2回開催されます。
-------	---

質問 17	投資家の意見とは、各国の中央銀行や国際機関の金融機関と理解して良いですか。それとも民間や個人投資家も入りますか。
回答 17	本ウェビナーで説明した投資家は、民間の金融機関のことを指しています。

質問 18	モンゴルと最初に?JCMを結んだ背景を伺いたいです。
回答 18	当時、モンゴル以外にも多くの国と二国間クレジット制度の署名に向けた交渉が行われていました。早期に二国間の交渉が進んだ国がモンゴルであったことから最初の署名国になったと考えています。

質問 19	厳格さの話が14ページ以降出てきていますが、何について厳格、何をもちて厳格なのでしょう。
回答 19	カーボンクレジットを創出するプロジェクト参加者に対して、これまで以上により詳細な情報の提出などを求め、また、環境十全性を確保するために、クレジット算定するための方法が、過去のクリーン開発メカニズム(CDM)の考え方より保守的になると考えています。

質問 20	Mark CarneyのやっているTask Force on Scaling Voluntary Carbon Markets (TSVCM)の動きをどう評価されていますか?
-------	---

回答 2 0	TSVCMは、Integrity Council for Voluntary Carbon Marketを設置し、今後、民間ベースで取り組んでいるクレジットの基準であるCore Carbon Principlesの作成に向けた準備を進めていると理解しています。高品質なクレジットへの需要が高まる中、民間におけるこのような取り組みは、カーボンクレジットの獲得を検討している企業にとって有用と考えています。一方で、今後、様々な制度変更リスクが想定される中、基準が策定された後も、定期的な更新や見直しが必要になると考えています。
--------	---

質問 2 1	SBの作業に「地域社会・先住民プラットフォームとの連携」などが記載されていますが、様々な外部のプラットフォームと連携しながら「COP27の決定事項」に向けて提言がされるという理解であっていますか。
回答 2 1	様々なステークホルダーやプラットフォームからの提言等を考慮しつつ、検討がなされていくと考えています。

質問 2 2	クレジットの評価基準は、SBが決めて、評価自体は事務局が行うのでしょうか。
回答 2 2	SBがクレジットの評価基準を作成することはありません。SBは、あくまで6条のルールを策定するための議論を行います。

質問 2 3	SB等の専門機関は、二国間協力の効果などについても科学的な検証をされていますか。
回答 2 3	6条に参加する国同士でクレジットの移転があった場合、6条のもとでレビューを行うことが決まっています。そのレビューの手続きはSBで策定される予定です。

